

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,737,806	17,737,806	東京証券取引所 プライム市場 札幌証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	17,737,806	17,737,806	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、当社の取締役、執行役員、顧問、参与及び従業員に対して新株予約権を割当てるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2015年4月28日	2016年4月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 5名 当社顧問 2名 当社参与 3名	当社取締役 6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 7名 当社参与 2名
新株予約権の数(個)※	203(注) 1	236(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 4,060(注) 2	普通株式 4,720(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株あたり 1(注) 3	1株あたり 1(注) 3
新株予約権の行使期間※	2017年5月14日～2032年5月13日	2018年5月14日～2033年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,085 資本組入額 542.5(注) 4	発行価格 1,045 資本組入額 522.5(注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 6	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	(注) 5

決議年月日	2017年4月28日	2018年4月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 7名 当社参与 2名	当社取締役 6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 7名 当社参与 2名
新株予約権の数(個)※	256(注) 1	275(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 5,120(注) 2	普通株式 5,500(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株あたり 1(注) 3	1株あたり 1(注) 3
新株予約権の行使期間※	2019年5月16日～2034年5月15日	2020年5月15日～2035年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,030 資本組入額 515(注) 4	発行価格 1,165 資本組入額 582.5(注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 6	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	(注) 5

決議年月日	2019年4月26日	2020年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 9名 当社参与 1名 当社従業員 1名	当社取締役 6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名
新株予約権の数(個)※	393(注) 1	394(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 7,860(注) 2	普通株式 7,880(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株あたり 1(注) 3	1株あたり 1(注) 3
新株予約権の行使期間※	2021年5月14日～2036年5月13日	2022年5月16日～2037年5月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,083 資本組入額 541.5(注) 4	発行価格 1,165 資本組入額 582.5(注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 6	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	(注) 5

決議年月日	2021年4月28日	2022年4月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名	当社取締役 6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 12名
新株予約権の数(個)※	605(注) 1	724(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 12,100(注) 2	普通株式 14,480(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株あたり 1(注) 3	1株あたり 1(注) 3
新株予約権の行使期間※	2023年5月14日～2038年5月13日	2024年5月14日～2039年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,120 資本組入額 560(注) 4	発行価格 1,129 資本組入額 564.5(注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 6	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	(注) 5

※ 株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は調整されており、1個あたり100株から20株に変更となっています。

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。
 2 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数を適切に調整することができる。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸收分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸收合併につき吸收合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸收分割につき吸收分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう 以下同じ)の直前ににおいて残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2に準じて決定する。
 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金

額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいちずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 4に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 他の新株予約権の行使の条件

(注) 6に準じて決定する。

6 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社グループ会社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社および当社グループ会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、喪失した日から5年以内に限って権利行使ができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(3) 他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるところによる。

2023年4月28日の取締役会において決議されたもの

決議年月日	2023年4月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 6名 当社執行役員 12名
新株予約権の数(個)	584
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,680
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
新株予約権の行使期間	〔募集事項〕 6に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,570 資本組入額 785
新株予約権の行使の条件	〔募集事項〕 7に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	〔募集事項〕 10に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	〔募集事項〕 11に記載しております。

2023年4月28日に決議された新株予約権の募集事項については次のとおりであります。

〔募集事項〕

1. 新株予約権の名称 北海道瓦斯株式会社 第9回新株予約権
2. 新株予約権の総数 584個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり20株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を使用することができる期間

2025年5月16日から2040年5月15日までとする。

7. 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社グループ会社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社および当社グループ会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、喪失した日から5年以内に限って権利行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるところによる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7. の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

11. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記8. に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

上記7. に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権の割当日

2023年5月15日

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2018年10月1日 (注1)	△70,953,311	17,738,327	—	7,515	—	5,275
2018年12月3日 (注2)	△521	17,737,806	—	7,515	—	5,275

(注) 1. 2018年6月26日開催の第172回定時株主総会における株式併合決議に基づく株式の併合であります。

2. 2018年10月31日の取締役会における自己株式消却決議に基づく株式の消却であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	34	25	107	103	11	7,074	7,355	—
所有株式数(単元)	4,488	66,868	3,305	22,849	14,571	88	64,689	176,858	52,006
所有株式数の割合(%)	2.537	37.808	1.868	12.919	8.238	0.049	36.576	100.00	—

(注) 1. 自己株式119,779株は「個人その他」に1,197単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

なお、株式は、株主名簿記載の株式数であり、実保有株式数と同数であります。

2. 上記「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式が80株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,412	8.01
東京瓦斯株式会社	東京都港区海岸1丁目5-20	854	4.85
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	686	3.89
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	685	3.89
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7	685	3.89
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	680	3.86
北海道瓦斯従業員持株会	札幌市東区北七条東2丁目1-1	561	3.18
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	525	2.98
北海道信用農業協同組合連合会	札幌市中央区北四条西1丁目1番地	495	2.81
札幌市	札幌市中央区北一条西2丁目	448	2.54
計	—	7,036	39.94

(注) 1 みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行の持株数525千株は、株式会社みずほ銀行が委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は、株式会社みずほ銀行が留保しております。

2 株式会社みずほ銀行より2022年12月22日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、2022年12月15日現在で同社を含む2社が、共同保有として以下の株式を実質保有している旨の報告を受けておりますが、2023年3月31日現在における各社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況に含めておりません。なお、大量保有報告の内容は以下のとおりであります。

株式会社みずほ銀行	526 (千株)
アセットマネジメント	
One株式会社	457

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 119,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,566,100	175,661	—
単元未満株式	普通株式 52,006	—	—
発行済株式総数	17,737,806	—	—
総株主の議決権	—	175,661	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式79株及び証券保管振替機構名義の株式が80株含まれております。

② 【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 北海道瓦斯株式会社	札幌市東区北7条東2丁目 1番1号	119,700	—	119,700	0.67
計	—	119,700	—	119,700	0.67

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	1,017	1
当期間における取得自己株式	32	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の売渡請求)	58	2	—	—
その他(株式報酬型ストック・オプションの行使)	7,480	8	—	—
保有自己株式数	119,779	—	119,811	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡請求及び株式報酬型ストック・オプションの行使による株式数は含まれおりません。

3 【配当政策】

当社グループは、総合エネルギーサービス事業の展開および安全高度化への取組みを前提に、一体となって営業力を強化し、収益の拡大を図るとともに、業務効率化とコストダウンを進めながらフリー・キャッシュ・フローの獲得に努め、企業価値の向上を図ってまいります。

剩余金の配当等につきましては、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本としております。

その上で、将来への成長投資として、情報プラットフォーム基盤整備、再生可能エネルギーの導入拡大、技術開発等継続的な投資が求められ、加えて昨今の世界の政治経済の状況から、有利子負債の削減等も急がれることを踏まえ、連結配当性向につきましては、30%を目標水準とし、引き続き株主さまへの適切な利益還元に努めてまいります。

このような方針のもと、当事業年度の剩余金の配当につきましては、昨年10月28日開催の取締役会決議に基づき一株につき30円の中間配当を実施するとともに、期末配当につきましては、世界的に先行きが不透明な状況が続く中、原料調達の取り組み成果や業務改革の推進等により利益が拡大したことを踏まえ、本年5月31日開催の取締役会において一株につき40円と決定いたしました。これにより、当事業年度の年間配当は、前事業年度と比べて10円増配の、一株につき70円となります。

この結果、当期の配当性向は12.4%（個別配当性向13.8%）、株主資本当期純利益率16.2%、株主資本配当率は2.0%となりました。

なお、当社は中間と期末の年2回配当を行うこととし、取締役会の決議によって、中間配当は毎年9月30日、期末配当は毎年3月31日を基準日として配当を行う旨を定款に定めております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剩余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当金(円)
2022年10月28日 取締役会	528	30.0
2023年5月31日 取締役会	704	40.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主様をはじめとする当社のステークホルダーの方々との円滑な関係の構築を通じて、企業価値や雇用の創造、さらに健全な企業経営の維持を目的にコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

なお、当社は取締役会及び監査役会を中心とした経営管理体制のもとに、迅速な意思決定を図るべく、執行役員制度を導入し、外部環境の変化に柔軟に対応できる執行体制を整備しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

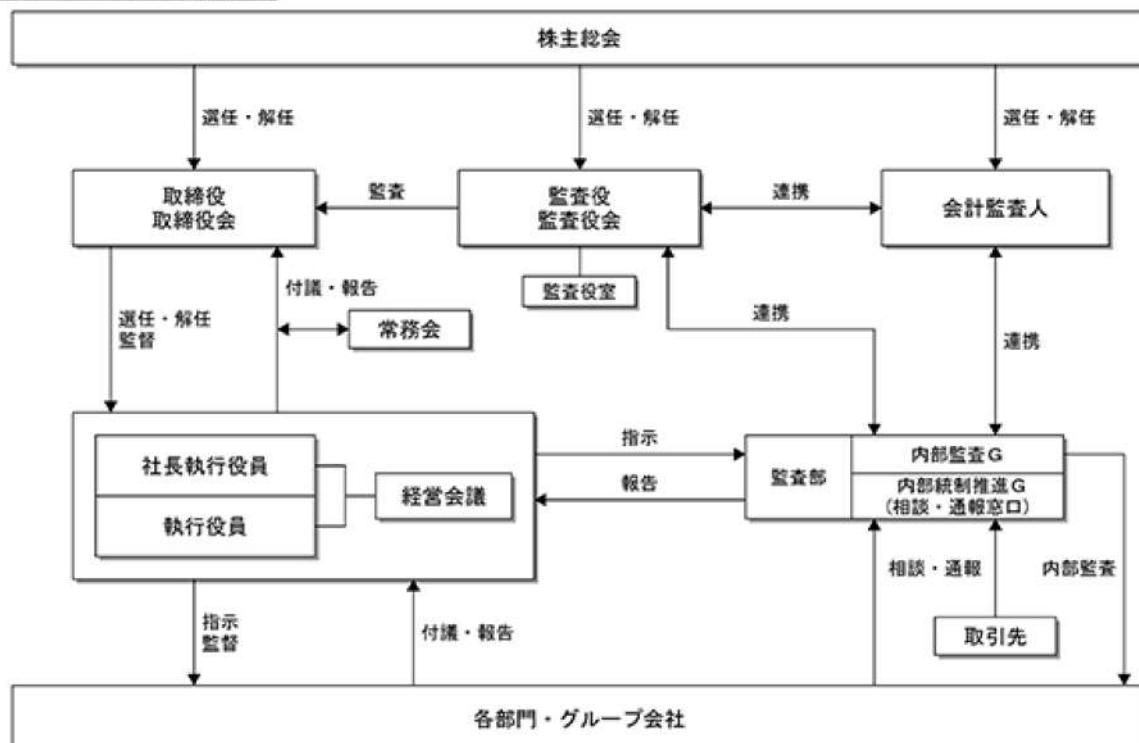
当社は、経営に対する適正な監視を行うため監査役会を設置しており、一方、取締役会の意思決定・監督機能を強化し、併せて業務執行機能の強化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。また、中立・公正な立場での視点を経営に反映していただくため、複数の社外役員を選任しております。

取締役会は、代表取締役会長を議長として、法令および定款ならびに取締役会規則に定められた当社およびグループ会社の重要事項を決定しております。また、執行役員等で構成された常務会や経営会議において、取締役会で決定された方針の具現化やグループ会社を含めた全社最適視点での業務執行を推進しております。

当社の取締役会は、取締役 8 名、うち社外取締役 3 名で構成しており、その構成員については、(2) 役員の状況に記載の通りです。

なお、常務執行役員を構成員とする常務会や社長執行役員を議長として執行役員で構成する経営会議を原則隔週で開催する中で、取締役会付議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定しており、明確な責任のもと迅速な意思決定に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制



③ 企業統治に関するその他の事項

- 当社の内部統制システムについては、以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議しております。
- a 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役および従業員は、反社会的な勢力に屈せず毅然とした対応をとることを含め、北ガスグループ倫理方針・北ガスグループ行動規範を遵守し、誠実かつ公正な事業運営を行う。
 - ロ 取締役会は、取締役会規則を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督する。
 - ハ 取締役会は、社外取締役、社外監査役の招聘により、経営の客観性・透明性を確保する。
 - ニ 取締役は、財務報告にかかる信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告にかかる内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
 - ホ 監査役は、取締役の職務執行に関して、監査役会で定める監査役監査基準に基づき、監査を行う。
 - ヘ 会計監査人は、会計に関する取締役の職務執行に関して、企業会計審議会で定める監査基準に基づき、監査を行う。
 - ト 監査部は、内部監査規程に従い、業務、会計、情報システム等にかかる諸状況について独立的な立場で監査を行う。
 - チ 取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議は、内部統制システムを整備する。内部統制を効果的に推進するために統制機能を統括する内部統制推進グループを設置し、コンプライアンスの徹底を図る。
 - リ コンプライアンスに関して、従業員等からの相談・通報窓口を設置し、未然防止と早期解決の実効性を確保する。
 - b 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - 取締役の職務の執行にかかる情報については、取締役会規則、稟議規程等に従って議事録、稟議書その他定められた文書を作成し、また、文書管理規程等に基づいて、定められた期間これを保存するなど適切に管理する。
 - c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 内部統制規程に定めた内部統制推進体制において、当社およびグループ各社における事業目標達成の阻害要因を明らかにし、継続的に改善を図る。
 - ロ 災害等のリスクへの措置については、保安規程、防災業務規程等に従い所定の体制およびBCP(事業継続計画)を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
 - ハ 業務遂行に伴うリスクのうち、コンプライアンスに関するものは北ガスグループ倫理管理規程等に従い、情報セキュリティに関するものは北ガスグループ情報管理規程等に従うことで、迅速かつ適切な対応を図る。
 - ニ その他の損失リスクについては、必要に応じてリスクヘッジに関するマニュアル等を整備し、当該リスクの軽減等に取り組む。
 - d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。
 - ロ 取締役および執行役員の職務を効率的に行うために、職制、業務分掌・職責権限規程等の社内規程を整備する。

- e 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ グループ会社に関する重要な事項は、当社の取締役会において決議する。
 - ロ グループ全体の健全な発展を図るために、当社と重要な子会社で構成するグループ経営会議を定期的に開催する。
 - ハ 当社の経営企画部が、統括管理部門として、関係会社管理規程に則り、関係会社の管理と指導を行う。
また、当社の監査部が内部監査規程、関係会社管理規程に則り、関係会社の内部監査を行う。
 - ニ 当社の監査役、会計監査人は、法令の定めに基づき、定期的に重要な子会社の調査を行う。
 - ホ グループ全体に適用される内部統制規程を定め、グループ一体として統制を図る。北ガスグループ内部統制連絡会議を設置し、グループ各社への徹底を図る。
 - ヘ グループ会社が営業成績・財務・経理・人事その他の経営上の重要事項を報告する手順を、関係会社管理規程に定める。また、リスクが発現した場合の情報伝達方法を北ガスグループ内部統制規程に定める。
 - ト グループ全体のリスクマネジメントシステムを構築し、それに則りグループ各社がリスク管理を実施することを北ガスグループ内部統制規程に定める。
 - チ 中長期経営戦略の策定とそれに基づく主要経営目標の設定を行い、進捗についてはグループ経営会議等で定期的な実績管理を行うことにより、効率的かつ効果的な職務執行を確保する。
 - リ グループ全体に適用される北ガスグループ倫理方針を定めるとともに、北ガスグループ倫理相談・通報窓口を設置する。
- f 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ 監査役の職務執行および監査役会を補助すべき従業員として、専従スタッフを選任する。
 - ロ 専従スタッフは、監査役の指揮命令に従うことを業務分掌・職責権限規程に定めるとともに、監査役からの指揮命令に従って職務を遂行する。
 - ハ 専従スタッフの人事管理に関する事項については、監査役の同意を得る。
- g 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ 監査役は、職務執行に必要な事項に関して、隨時、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。
 - ロ 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な決定や報告の把握ができ、また、各議事録、稟議書等の重要な書類を閲覧できる。
 - ハ 取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、これを直ちに監査役に報告する。
 - ニ グループ会社の監査役、当社の経理部長および関係会社管理を担当する経営企画部長は、四半期ごとにグループ会社の状況について、監査役に報告する。
 - ホ 当社の監査部は、グループ会社のリスク、コンプライアンスおよび内部通報情報等について、必要に応じ監査役に報告する。
 - ヘ 監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない旨を北ガスグループ内部統制規程に定める。
- h 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役の職務の執行について生じる費用等について、毎年、適切な予算を設ける。
- i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役は、職務執行に必要な事項に関して、隨時、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。取締役会は、監査役が会計監査人、グループ会社の監査役および内部監査部門等と連携し、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。

当社のリスク管理については、経営会議で、全社リスク管理に係る仕組みを整備しており、推進事務局は内部統制推進グループが担当しております。また、当社は、コンプライアンスの推進に向けて、北ガスグループ倫理方針・北ガスグループ行動規範を遵守し、誠実かつ公正な事業運営に努めております。コンプライアンスの全社的な推進・管理については、内部統制推進グループが担当しております。なお、内部統制推進グループは、人員2名からなる専門の組織となっております。

当社グループにおける業務適正の確保については、重要な事項について当社取締役会において決議するとともに、当社関係部署が関係会社管理規程に則り、関係会社の業務管理並びにコンプライアンスに関する指導を行っております。

○ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員と会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額または、1,000万円のいずれか高い額となります。

○ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。本契約は1年毎に契約更新しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社取締役および監査役全員（子会社役員も含む）

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補償します。

○ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

○ 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、2008年6月に開催した第162回定時株主総会の決議により、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本としながら、中間配当の実施や期末配当金の早期支払い等の機動的な配当政策及び資本政策の実行を可能とするため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

④ 取締役会の活動状況

取締役会では、法令および定款ならびに取締役会規則に則り、決算及び投資に関する事項等を決議しているほか、月次決算、業務執行に関する事項等を報告しております。

当事業年度における取締役会の開催状況及び個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催状況及び出席状況
大槻 博	100% (12/12回)
川村 智郷	100% (10/10回)
土谷 浩昭	100% (12/12回)
井澤 文俊	100% (12/12回)
前谷 浩樹	100% (12/12回)
金沢 明法	100% (12/12回)
岡田 美弥子	100% (12/12回)
小磯 修二	100% (10/10回)

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (株)
代表取締役会長	大 梶 博	1949年 7月11日生	1972年10月 当社入社 1997年 6月 エネルギー営業部長 1998年 6月 取締役 エネルギー営業部長 2000年 6月 常務取締役 営業副本部長 エネルギー営業部長 2002年 6月 代表取締役副社長 生産供給本部長 兼天然ガス転換本部長 2006年 6月 代表取締役 副社長執行役員 輸送ネットワーク事業部長、 天然ガス転換事業部長 2008年 4月 代表取締役社長 社長執行役員 営業本部長 2015年10月 代表取締役社長 社長執行役員 エネルギーサービス事業本部長 2021年 4月 代表取締役社長 社長執行役員 監査部・リスク管理担当 2022年 6月 代表取締役会長(現)	(注3)	47,340
代表取締役社長 社長執行役員 監査部・リスク管理担当 デジタルトランسفォーメーション・構造改革推進 本部長	川 村 智 郷	1969年 3月 9日生	1992年 4月 当社入社 2017年 4月 エネルギー企画部長 2020年 4月 次世代プラットフォーム検討プロ ジェクト部長 2021年 4月 執行役員 デジタルトランسفォーメーション・構造改革推進部長 2022年 4月 執行役員 デジタルトランسفォーメーション・構造改革推進本部長 デジタルトランسفォーメーション・構造改革推進部長 2022年 6月 代表取締役社長 社長執行役員 監査部・リスク管理担当 デジタルトランسفォーメーション・構造改革推進本部長(現)	(注3)	2,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員 経営企画本部長	井 澤 文 俊	1964年12月19日生	1988年4月 2014年3月 2015年4月 2017年6月 2019年6月 2021年4月 当社入社 営業副本部長付 北ガスフレアスト南株式会社出向 北ガスフレアスト南株式会社 代表取締役社長 執行役員 企画部長 取締役 常務執行役員 経営企画本部長 経営企画部長 北海道LNG株式会社 代表取締役社長(現) 取締役 常務執行役員 経営企画本部長(現)	(注3)	10,040
取締役 常務執行役員 生産供給本部長 供給事業部長 保安推進部・技術開発研究所・人材開発センター担当	前 谷 浩 樹	1967年8月12日生	1991年4月 2014年4月 2015年4月 2019年4月 2019年6月 2021年4月 2023年4月 当社入社 エネルギービジョンプロジェクト部 長 執行役員 スマートエネルギーシステム&ネット ワーク推進副本部長兼エネルギー ビジョンプロジェクト部長 常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長 取締役 常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長 取締役 常務執行役員 生産供給本部長 デジタルトランスフォーメーショ ン・構造改革推進部担当 取締役 常務執行役員 生産供給本部長 供給事業部長 保安推進部・技術開発研究所・人材 開発センター担当(現)	(注3)	6,400
取締役 常務執行役員 エネルギーサービス事業本 部長	金 沢 明 法	1964年8月8日生	1988年4月 2008年7月 2012年4月 2014年4月 2017年10月 2020年6月 当社入社 監査室長 千歳支店長 執行役員 営業企画部長 執行役員 フレアスト新会社担当 北ガスフレアスト株式会社代表取 締役社長 取締役 常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長(現)	(注3)	6,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (株)
取締役	岡田 美弥子	1964年7月31日生	2000年4月 2001年4月 2003年4月 2007年4月 2018年10月 2019年6月 関西学院大学 商学部 非常勤講師 北海道大学大学院経済学研究科 専任講師 同助教授 同准教授 北海道大学大学院経済学研究院 教授(現任) 当社取締役(現)	(注3)	1,900
取締役	小磯 修二	1948年5月14日生	1972年4月 1978年4月 1983年9月 1985年11月 1989年4月 1992年1月 1999年6月 2008年4月 2012年9月 2017年4月 2020年4月 2020年6月 2022年6月 2023年4月 北海道開発庁入庁 国土庁計画・調整局計画課専門調査官 同 在外研究員 (オーストラリア連邦政府第1次産業省フェロー) 国務大臣秘書官(第1次竹下登内閣) 北海道開発局国際室長 北海道開発庁企画調整官 釧路公立大学教授、地域経済研究センター長 釧路公立大学学長 北海道大学公共政策大学院特任教授 (一社)地域研究工房 代表理事(現任) 北海道大学公共政策大学院客員教授 (現任) (公社)北海道観光振興機構 会長 当社取締役(現) 北海道文教大学 特任教授 地域創造研究センター長(現任)	(注3)	400
取締役	綿貫 泰之	1962年1月8日生	1985年4月 1987年4月 2005年6月 2011年6月 2016年6月 2018年6月 2020年6月 2021年6月 2022年6月 2023年6月 日本国有鉄道に入る 北海道旅客鉄道株式会社入社 同鉄道事業本部 営業推進本部 営業部長 同取締役 総務部長 同取締役 函館支社長 同常務取締役 総合企画本部長 同取締役副社長 当社監査役 北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長(現任) 当社取締役(現)	(注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (株)
常勤監査役	土 谷 浩 昭	1960年 7月25日生	1984年 4月 当社入社 2006年 6月 人事担当部長 2007年 4月 経営企画担当部長 兼料金企画担当部長 執行役員 営業副本部長 お客様部長兼営業企画部長 取締役 常務執行役員 ICT推進部・総務人事部・人材開発センター・内部統制推進室・リスク管理担当 取締役 常務執行役員 産学連携推進担当(現) 取締役 監査役(現)	(注4)	11,100
常勤監査役	松 嶋 一 重	1965年 8月26日生	1988年 4月 北海道東北開発公庫入库 2012年 4月 株式会社日本政策投資銀行 法務・コンプライアンス部長 同北海道支店長 2015年 4月 同執行役員(内部監査担当) 2019年 6月 同常務執行役員 2020年 5月 同取締役 常務執行役員 2022年 6月 同退職 2023年 6月 当社監査役(現)	(注4)	—
監査役	野 崎 清 史	1958年 3月15日生	1980年 4月 札幌市採用 同病院局経営管理室経営管理部長 2008年 4月 同市民まちづくり局地域復興部長 2011年 4月 同財政局契約管理担当局長 2013年 4月 同経済局長 2015年 4月 同交通事業管理者 2017年 4月 札幌市退職 2018年 3月 公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会 理事長 2018年 6月 同退職 2023年 6月 当社監査役(現)	(注4)	—
計					86,180

- (注) 1 取締役岡田美弥子、小磯修二および綿貫泰之は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役松嶋一重、野崎清史は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
富川泰志	1962年3月23日生	1996年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 野田総合法律事務所勤務 2000年4月 旭川弁護士会に登録替 富川法律事務所を開設・代表就任(現任) 2009年4月 旭川弁護士会会长 日本弁護士連合会理事 2015年10月 旭川地方裁判所及び旭川簡易裁判所民事調停委員(現任)		一

- 6 当社は、会社の意思決定と業務執行を分離し、意思決定・監督機関としての取締役会の機能を強化するとともに、執行役員への大幅な権限委譲により業務執行機能を向上させるため執行役員制度を導入しております。

執行役員(取締役兼務者を除く)は以下のとおりであります。

常務執行役員	八木 渉	総務人事部長 北ガスサービス株式会社 代表取締役社長
執行役員	近藤 清隆	株式会社北海道熱供給公社 代表取締役社長 株式会社エナジーソリューション 代表取締役社長
執行役員	大関 伸二	北ガスジープレックス株式会社 代表取締役社長
執行役員	山岸 泰	設備技術サービス事業部長 設備技術サービス部長
執行役員	栗田 哲也	エネルギーシステム部長兼エネルギーシステムグループマネージャー
執行役員	後藤隆一郎	フレアスト事業担当 フレアスト事業担当部長 北ガスフレアスト株式会社 代表取締役社長
執行役員	高橋 憲司	函館支店長
執行役員	今城 忠宣	第一営業部長
執行役員	梅村 卓司	北ガスジェネックス株式会社 代表取締役社長
執行役員	澁谷 聰	生産事業部長 石狩LNG基地所長
執行役員	宮本 伸司	監査部長

②社外役員の状況

社外取締役の役割・機能につきましては、当該人物の経験・見識等を、中立・公正な立場で当社の経営に反映していただくとともに、経営に対する監督機能を担い、コーポレート・ガバナンスを強化することであると考えております。社外取締役は3名選任しておりますが、各社外取締役は、取締役会に出席し、中立・公正な視点から適宜発言を行い、取締役会の監督機能の強化に努めております。社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、各人の経験・見識・出身等を総合的に勘案したうえで、社外取締役として客観的かつ専門的な立場で職務を適切に遂行できることを要件として選任しております。

なお、各社外取締役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外監査役の役割・機能につきましては、当該人物の経験・見識等を、中立・公正な立場で当社の監査に反映していただくとともに、監査機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスを強化することであると考えております。社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、各人の経験・見識・出身等を総合的に勘案したうえで、社外監査役として客観的かつ中立の立場で監査を実施できることを要件として選任しております。

なお、各社外監査役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

③社外取締役または社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

監査役の監査が実効的に行われるための体制整備として、会計監査人・関係会社監査役・内部監査部門等との連携体制を強化しております。監査役会、監査部、会計監査人は、年間監査計画や監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報交換を行うことで、相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 組織・人員及び監査役会の開催状況

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、監査役3名、うち社外監査役2名（1名は常勤監査役）で構成され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選定しております。

また、監査役専従の従業員を1名配置した、執行部門から独立した「監査役室」を設置し、監査業務を補助しております。

監査役会は毎月1回の定例開催のほか臨時1回、計年間13回開催しており、当該事業年度における個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
堤 信之	13	13
鈴木 貴博	13	13
井上 唯文	13	5(注)
綿貫 泰之	13	13

(注)井上唯文氏は、健康上の理由により監査役会を欠席しておりますが、適宜関係資料等を受領し、報告を受け、適切に職務を遂行しております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

監査役は、「監査役監査基準」に則り、取締役会・常務会・経営会議への出席、取締役等からの業務執行状況に関する聴取、重要な決裁書類の閲覧、社内全部門及び子会社・関連会社への往査等を行うほか、会計監査人、内部監査部門との間で定期的に会合を設け、情報の共有・意見交換を行い相互に連携を図りながら監査を行っております。

監査役会では、期初に監査方針、監査計画及び職務分担の検討・決定を行い、毎月定例で報告される稟議決裁状況、業務監査状況に関する報告・意見交換等をもとに、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等について検討しております。

<監査活動の概要>

■取締役の職務の執行状況

- 重要な会議への出席：取締役会（常勤・非常勤）、常務会（常勤）、経営会議（常勤）
- 取締役・執行役員・部門長等面談による報告聴取・意見交換（常勤）
- 代表取締役及び社外取締役との会合（常勤・非常勤）
- 稟議書、重要な会議の議事録、重要な契約書類等の閲覧（常勤・非常勤）
- 社内各部門及び子会社等の実地調査（常勤・非常勤）
- 株主総会に提出される案件及び書類等の監査（常勤・非常勤）
- 子会社等監査役との意思疎通・情報交換（常勤）

■内部統制システムの整備・運用状況

- 内部統制システムの整備状況、全社リスク管理体制の推進状況及び内部統制報告制度の評価、内部統制監査に関する経過報告書の受領・説明聴取（常勤）
- 内部監査部門等からの報告聴取・情報交換（常勤）

■会計監査人の監査の方法及び結果の相当性

- 月次・四半期決算書類等及び計算書類・事業報告等の監査（常勤）
- 会計監査人の職務の執行状況等について報告聴取・意見交換（常勤）

② 内部監査の状況

内部監査組織として人員3名からなる内部監査グループを設け、関係会社を含め業務活動が適正かつ効率的に行われ、内部統制が達成されているかについて、内部監査を行っております。監査の結果については、社長及び経営会議に報告するとともに、監査対象部門長等にも報告し、さらに改善提言を継続的に実施しております。

また、監査役に対しては、これらの監査結果の報告のほか、監査計画の報告や定期的な情報共有・意見交換を行っており、相互の連携を図っております。

会計監査人との間では、金融商品取引法における財務報告に係る内部統制報告制度に基づく監査内容に関して情報交換を行うとともに、監査結果について定期的に報告を行っております。

なお、内部統制部門である内部統制推進グループと内部監査グループは監査部に属しており、各々の活動状況について、隨時情報交換を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

仰星監査法人

b. 継続監査期間

59年間

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

中川 隆之 氏（継続監査年数1年）

新島 敏也 氏（継続監査年数2年）

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他4名（公認会計士試験合格者、システム監査技術者等）であります。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価および選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査の品質、監査の有効性・効率性を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選考基準としており、監査役会にて評価・審議の結果、相応であると判断し選定しております。なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、前記の選考基準に照らし、監査役会にて審議のうえ、適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	28	5	28	8
連結子会社	8	—	8	—
計	36	5	36	8

当社における非監査業務の内容は、ガス事業託送収支計算規則に基づく証明書発行業務、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務、当社および子会社に対する各コンサルティング業務であります。

また、連結子会社における非監査業務に該当はありません。

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (aを除く)
該当する事項はありません。
- c. その他重要な報酬の内容
該当する事項はありません。
- d. 監査報酬の決定方針と理由
監査報酬は、規模・特性・監査日数等を勘案した上で決定しております。
- e. 監査役による監査報酬の同意理由
当社の監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告聴取を通じて、監査計画の内容や従前からの職務執行状況の妥当性・適切性を確認し、報酬見積りの算出根拠などを精査・検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2022年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動の要素を取り入れた株式報酬により構成します。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとします。

a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

b. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬はストックオプションとし、事業年度ごとの業績に対する意識を高めるため役位に応じて設定した基準額に基づき、業績指標等を反映して個数を算定し、毎年一定の時期に割り当てます。

c. 金銭報酬の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど非金銭報酬のウェイトが高まる構成とします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安について、非金銭報酬は10%以内とします。(業績指標100%達成の場合)

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の金銭報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。また、非金銭報酬は、代表取締役会長の提案を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議します。

なお、いずれの場合も、代表取締役会長を置かないときは、代表取締役社長がその任にあたる。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	158	151	6	7
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	1
社外役員	50	50	—	6

(注) 1 2006年6月29日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

(注) 2 当社の役員の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第160回定時株主総会において、取締役は、年額3億円以内、監査役は年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は5名（うち、社外監査役3名）です。また、2014年6月25日開催の第168回定時株主総会において、取締役に対し前記金銭報酬限度額の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の割当（社外取締役は対象外）を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）です。

(注) 3 取締役会は、代表取締役会長大槻博氏に対し、当事業年度における各取締役の金銭報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知しており、総合的に各取締役の金銭報酬額を決定できると判断したためであります。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が「ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持強化」または「地域経済・社会の活性化」である投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式としており、それ以外の投資株式を純投資目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有している上場株式は「ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持強化」と「地域経済・社会の活性化」を保有目的としており、検証の結果、これらの保有目的が達成されないと判断した銘柄については、縮減を進めております。

保有の是非については、通常は代表取締役から委任された執行役員が検証しており、保有目的等を勘案した検証結果について必要に応じ取締役会に報告してまいります。

また、同株式の議決権行使について、当該企業の議案の内容や保有目的に合致する内容か否かなど、総合的に勘案し、都度行使の判断をしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	44	1,641
非上場株式以外の株式	13	4,193

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	100	ガス・電気等の事業の発展のため協力 関係の維持・強化、地域経済・社会の 活性化を目的に保有するもの。
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	30
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
KDDI㈱	704,400	704,400	地域経済・社会の活性化を目的に保有するもの。 ※1	無
	2,883	2,821		
飯野海運㈱	392,600	392,600	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化を目的に保有するもの。 ※1	有
	394	324		
エア・ウォーターホールディングス㈱	165,258	165,258	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化、地域経済・社会の活性化を目的に保有するもの。 ※1	無
	274	284		
㈱北洋銀行	741,000	741,000	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化、地域経済・社会の活性化を目的に保有するもの。 ※1	有
	205	177		
石油資源開発㈱	40,000	40,000	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化を目的に保有するもの。 ※1	有
	178	102		
帝国繊維㈱	52,800	52,800	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化、地域経済・社会の活性化を目的に保有するもの。 ※1	有
	87	91		
㈱みずほフィナンシャルグループ	34,781	34,781	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化を目的に保有するもの。 ※1	有※2
	65	54		
㈱ほくほくフィナンシャルグループ	58,900	58,900	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化、地域経済・社会の活性化を目的に保有するもの。 ※1	有※2
	54	52		
東京瓦斯㈱	8,000	8,000	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化を目的に保有するもの。 ※1	有
	19	17		
JFEホールディングス㈱	5,823	5,823	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化を目的に保有するもの。 ※1	無
	9	10		
第一生命ホールディングス㈱	3,600	3,600	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化を目的に保有するもの。 ※1	有※2
	8	8		
三井住友トラストホールディングス㈱	1,815	1,815	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化を目的に保有するもの。 ※1	有※2
	8	7		
りらいあコミニュケーションズ㈱	2,688	2,688	ガス・電気等の事業の発展のため協力関係の維持・強化を目的に保有するもの。 ※1	無
	3	2		

※1 当社事業と関連はあるものの、保有による効果を定量的に算出することは困難ですが、保有の合理性については、

代表取締役から委任された執行役員が保有目的等を勘案し検証しております。

※2 当該株式発行者の子会社による保有がございます。

みなし保有株式

該当する事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	6	1	6

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	0	—	△1